

議案第 6 4 号

長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されることによる規定の整備を行うほか、所要の改正を行うもの。

長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）
第6章 雑則（第49条）」に改める。

第1条中「第34条の16第1項」の次に「及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を加える。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を、「この号」の次に「及び第6条第1号」を加え、同条第6項を次のように改める。

6 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第7項各号列記以外の部分中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え、「、次に」を「次に」に改め、「限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第6

9号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等又は特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、同条第5号を削る。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等又は特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(経過措置)

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「旧条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、第1項本文に規定する日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、旧条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、第1項本文に規定する日以後においても、なおその効力を有する。